

柏市自殺予防対策連絡会議設置要領（改正案）

【現行】

4 議長及び副議長

連絡会議の議長は保健福祉部長とする。

副議長は保健所長とする。



【改正案】

4 議長及び副議長

連絡会議に議長及び副議長各 1 名を置き，委員の互選によりこれを定める。

(1) 議長は会務を総理し，連絡会を代表する。

(2) 副議長は，議長を補佐し，議長に事故があるときは，その職務を代理する

※施行日は平成 31 年 4 月 1 日とする